

平成30年度第1回北見市男女共同参画審議会議事録

日時：平成31年1月17日（木）18時30分～19時30分

場所：北見市役所北2条仮庁舎3階 庁議室

○出席委員：9人（欠席委員 3人）

海田副会長、越田委員、鶴巻委員、松平委員、村林委員、山内委員
横地委員、吉本委員、我妻委員

○事務局：4人

佐野市民環境部長、井上市民環境部次長、長谷川市民生活課長、
三輪男女共同参画係長

○次第：1 開会

2 議事

（1）役員選出について

（2）きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所制度について

（3）多様な性への理解促進に向けた啓発活動について

（4）その他

3 閉会

1. 開会

(事務局)

本日は何かとご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただ今から、平成 30 年度第 1 回北見市男女共同参画審議会を開会いたします。

北見市男女共同参画を推進するための条例第 29 条第 3 項に、本審議会の「委員の任期は 2 年とし、1 年ごとにその半数を改嘱する」と規定されております。この規定に基づき、平成 30 年 12 月 16 日付で 6 人の方の委嘱決定を行っており、新しい委員の方には、12 月に個別に訪問し、委嘱状の交付をさせていただきました。

(事務局)

ここで、会議に先立ちまして、佐野部長よりご挨拶を申し上げます。

【部長挨拶】

(事務局)

ありがとうございました。本日は、平成 30 年度第 1 回目の審議会となりますので、委員と事務局の自己紹介をひと言ずつお願いしたいと存じます。

では、海田委員から席の順にお願いいたします。

<委員自己紹介>

次に、事務局職員の自己紹介をお願いします。

<事務局自己紹介>

それでは、事務局より諸般の報告をさせていただきます。

本日、渡辺委員、主藤委員、2名は、所用のため欠席の申し出がありました。古田委員につきましては、出席という返事をいただいております。遅参すると思われるので、本日の出席委員は 12 名中9名でございます。

したがって、北見市男女共同参画審議会規則 第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますことから、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

(事務局)

続きまして、議事(1)「役員選出について」ですが、北見市男女共同参画を推進するための条例第 29 条第 3 項に、本審議会の「委員の任期は 2 年とし、1 年ごとにその半数を改嘱する」と規定されております。

この改嘱に伴い、現在、副会長の職が空席となっております。

北見市男女共同参画審議会規則第 2 条により、委員の互選により定めることとなっております。

選出にあたりまして、どなたかご意見ございませんか。

(委員)

海田委員に引き続き副会長をお願いしたいと思います。

<p>(事務局)</p>	<p>他にございませんか。なければ、委員から引き続き海田委員に副会長をと いうご意見がありました。よろしいでしょうか。</p> <p>(拍手により承認)</p> <p>それでは、異議なしとのことですので、海田委員に副会長をお願いしたい と思います。</p> <p>海田副会長、こちらの席へ移動願います。それでは、改めて就任の挨拶を お願いします。</p>
<p>(副会長)</p>	<p>改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。北見地方法人会で副会長を務 めております海田と申します。いつもは渡辺会長がいいムードを作って審議 会を進めているわけですけど、今回は代行として副会長の立場で進めていき たいと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この先の議事進行につきましては、渡辺会長が欠席のため、北 見市男女共同参画審議会規則第 2 条に基づき、海田副会長をお願いしたいと 思います。</p>
<p>2 議事</p>	<p>それでは、事務局より資料の確認をしていただきます。</p>
<p>(副会長)</p>	
<p>(事務局)</p>	<p>【会議資料の確認】</p>
<p>(副会長)</p>	<p>本日の会議資料について説明がありました。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>他に事務局から何かありますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本審議会は、議事録を市のホームページに公表することとなっております ので、委員の皆様にはあらかじめご了承いただき、ご発言の際はお名前を言 ってから、ご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、忌憚のないご意見を頂きますようお願い申し上げます。</p>
<p>(副会長)</p>	<p>それでは、議事（１）が了しましたので、議事（２）の「きたみワーク・ ライフ・バランス認定事業所制度について」事務局から説明をお願いいたし ます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>資料 1 ～ 資料 3 に基づき説明</p>
<p>(副会長)</p>	<p>議事（２）の「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所制度について」</p>

	<p>説明がありましたか、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>確認したいのですが、表彰制度は既に認定されている事業所が、自薦、または他薦でチェックシートを提出する形で申請するのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>申請書とチェックシートを添えて提出する形になります。</p>
(副会長)	<p>表彰制度ですが、募集期間を設けるのか、随時募集するのどちらでしょうか。</p>
(事務局)	<p>表彰期間については、随時受付を考えています。</p>
(委員)	<p>ワーク・ライフ・バランス認定実施要綱が平成 28 年に制定されて 3 年近く経過するわけですが、認定事業数がどのくらいなのでしょう。</p> <p>表彰についても、今まであったのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>認定事業所についてですが、35 社になり、1 年目は 17 社、2 年目は 18 社になります。</p> <p>表彰は、まだ第 1 期の認定期間が終わってないことからまだ実施されておられません。表彰するのであれば、これから選ばなければならないことから、その定めを決めさせていただくということになります。</p>
(委員)	<p>認定制度の「第 3 ステージ」とか「第 2 ステージ」がよく分からないので説明いただけますか。</p>
(事務局)	<p>このチェックシートをご覧いただきたいのですが、チェック項目が全部で 55 項目ございまして、その中の取組項目の数によって第 1 ステージ、第 2 ステージ、第 3 ステージと認定するというかという分け方をしておりまして、その認定をしているそれぞれのステージごとの事業所が散らしに載っているということです。</p>
(委員)	<p>ステージがあがるほど優良というわけですね。</p>
(事務局)	<p>はい。</p>
(副会長)	<p>表彰についてですが、第 2 ステージの認定事業所から表彰される可能性があるということでしょうか。</p>
(事務局)	<p>いえ、資料 3の選考基準の(2)をご覧いただきたいのですが、これだと必然的に第 3 ステージでもかなり上のほうにいかないと表彰対象にならないということです。</p>

(副会長)	読み違えました。失礼いたしました。
(委員)	よくわかりました。
(副会長)	どうでしょう、御意見等あればお願いいたします。
(委員)	表彰は自薦、又は他薦により行うものとするがありますが、一般的には団体があって、その団体が著しく頑張ったところに表彰すると思うんですけど、これだと、自分で「頑張った」とか、全然知らない人が「頑張ったね」と言ってくれるのかということになります。ということは、余程のことがないと、自薦は欲しい事業所があればわかりませんが、表彰はないということではないでしょうか。
(副会長)	<p>情報を読み違えて変な質問をしてしまいましたけど、要は、第3ステージの認定事業所の中の、それもかなり更にその上を目指して取り組んでいる事業所が、表彰対象になると理解いたしました。</p> <p>ということは、自薦で出されることもあるでしょうけど、現実的には限られて、又、見えるので他薦という形もあるのかなと思ったのが感想ですが、事務局の見解があればお願いいたします。</p>
(事務局)	実際には、事務局で出された項目をチェックしまして、事務局から提案して表彰するかどうか諮らせていただきたいということでございます。
(委員)	結局は事務局が第3ステージの中で活躍が顕著に認められるので、この要綱に該当する事業所に、事務局から表彰を受けませんか？とか自分で出しませんか、とか或いは別の団体に推薦してもらえませんかみたいなことをするというのでしょうか。
(事務局)	チェックシートのチェック項目は、事業主と事務局しか分からないことになっており、他者に判るものではないので、自分の会社から要件を満たしているのが判るので、自薦もありうるので、自薦も入れているということでございます。
(副会長)	ということは、他薦は事務局側からしかありえないという話になりますか？
(事務局)	そうですね。
(委員)	ですよね。私がちょっと変だと思ったのが、表彰ってやっぱりどこか母体があってそこから表彰する、ここは市長と書いてあるので市が表彰するんですけど、その推薦というか公募を自薦か他薦か、と書いてあるのは全然

	<p>わかりにくいと思うんですが。</p>
(委員)	<p>事務局の方で他薦と言いましたが、事務局で他薦というのは変な気がするんですよ。事務局で声をかけるのはいいですが、「自薦をしませんか」と促すというか勧めるということではないんでしょうか。</p> <p>他薦というのは、本当に全然違う第三者から推薦するもので、事務局側とか市は推薦された事業所を表彰に値するかを決めるのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>その通りなんですけど、あらゆる場面を想定して考えていたのですが、わかりにくいのであれば事務局で再検討する方向で考えております。</p>
(委員)	<p>この表彰の要件を満たしていると言うことは市で判るわけですよ。なので、表彰の条件を満たしている事業所を推薦して、市で決定するということでしょう。</p>
(事務局)	<p>はい、今ご意見をいただきました。</p> <p>確かにここの自薦、他薦というのは非常にまぎわらしいというか、わかりにくい部分がございます。事務局の方で委員のおっしゃったとおり、どれだけのレベルに達しているのかというのは、事務局のほうで判断できるところでございます。</p> <p>通常、市の表彰であれば表彰審議会等に事務局が提案しまして、審議会でそれを認めてもらったものを表彰するという流れになっていると思われます。こういう、レベルに達しているということは、事務局でわかりますので、第4条についてはご意見をいただきましたので、整理させていただくということによろしいでしょうか。</p>
(副会長)	<p>どうでしょうか、委員</p>
(委員)	<p>いや、余計なことを言ってしまって申し訳ございませんでした。</p>
(事務局)	<p>いやいや、そういうことではないんです。きちんとした制度にしていきたいと思いますので、ちょっと改めさせていただきたいと思います。</p>
(副会長)	<p>表彰制度要綱第4条について自薦、他薦、推薦団体的なもの、この審議会で出た意見を踏まえて再検討いただけるということでございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
(副会長)	<p>他にありますか。</p>
(委員)	<p>このチェックシートのチェック項目の数に拘っているところがあるのか</p>

	<p>な、とちょっと思ったんです。</p> <p>というのは、例えば数に拘らずとも事業所によっては大きな影響を与えるような活動を行ったとか、皆さんの記憶に残るとかそのようなことをされた事業所には表彰という道はないのかなと、そんなことを感じたわけです。</p>
(副会長)	<p>大きな功績を挙げたとか。</p>
(委員)	<p>そうです、数が達していなくても審議会の判断でそういう道があってもいいのかなと思いました。</p>
(副会長)	<p>事務局からコメントがあればお願いします。</p>
(事務局)	<p>基準については、そのときの委員の感覚というか、バラつきがないように定めさせていただいたわけですが。</p>
(事務局)	<p>委員の言われたことも判りますので、特に功績のあったものを認めるとかそういう項目も必要なかと思しますので、ここの部分も含めて先ほどと併せて検討させていただくと言うことでよろしいでしょうか。</p>
(副会長)	<p>はい。</p> <p>これは、私からの意見ですけど、数字だけで決まるのであれば委員のおっしゃったようなことはできないと思いますが、最終的な判断の審議会が、事務局の提案に対して意見を申し上げた上で決めていくとかいうような形であれば、今、ご意見のあった影響を与えた取組のあった事業所も表彰としてあるのかな、という意見です。</p> <p>他にありますか。</p>
(副会長)	<p>では、二つの検討意見がありました。一つは自薦・他薦という部分、第4条の記載についてです。二つ目は委員の意見、これも第4条ということになりますね、この審議会の意見を踏まえて再検討させていただくと言うことでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、承認いただくということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(承認)</p>
(副会長)	<p>それでは、議事(3)について事務局から説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>資料4に基づき説明</p>
(副会長)	<p>議事(3)の「多様な性への理解促進に向けた啓発活動について」説明が</p>

	<p>ありましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
(委員)	<p>LGBT に関するのですが、ワーク・ライフ・バランスのチェックシートには含まれていないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>チェックシートのその他の欄に記載するようにしております。</p>
(委員)	<p>自治体が実施している同性パートナーシップ証明書や宣誓書とは、どのようなものでしょうか。</p>
(事務局)	<p>例えば、結婚しましたら、役所に婚姻届を出しまして夫婦であるということが証明されます。ところが、今同性同士ですとそういう証明ができません。ただし、パートナーシップ制度という制度の下であれば、仮に夫婦であるという証明書が出せます。</p> <p>それがどういう形で利用されるかと言いますと、片方のパートナーが病気になったときや、最期を看取るときは家族以外の方は面会できません。そういうのが通念でございます。</p> <p>ただし、パートナーシップ制度の認可のようなものがあれば、きちんと病院で看取れるとか、同性同士でもアパートを借りられるとか、そういうものを市で制度として設立して、同性同士の方に提供しますというのが、制度の主なものになります。</p>
(副会長)	<p>はい、ありがとうございます。他にありますか。</p>
(委員)	<p>もう一つ判らないことがあって、パートナーシップ制度の説明はわかりましたが、都市宣言は積極的に制度を推進していきましょうとか、そういう意味なんでしょうか？</p>
(事務局)	<p>その通りです。報道によると LGBT の方は 11 人に約 1 人と言われております。その方々はやはり公にすることなく暮らしているわけでして、それを自治体として、男女共同参画の観点からも認めていこうということで、LGBT に関する理解を広げ、更には受け入れるという形で都市宣言をするという形になると考えられます。</p> <p>北見市としては、市民の意識の醸成が計られたときに都市宣言に至るのではないかと思います。</p>
(委員)	<p>では、周知が完了したというのはいつになるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>LGBT という言葉が、児童の高学年から、私どもの上の世代まですっかり定着し、制度として必要だと共有できた時点でということになると思われまます。勿論、担当も調査していきたいと思ひますし、当然、審議会からの意見</p>

	も承っていきます。
(委員)	条例や都市宣言を制定するには、まず、審議会が先なのか議会が先なのかお聞きします。
(事務局)	審議会は市長の諮問機関になりますので、議会の前に審議会にて意見を伺う形になります。
(委員)	先ほど、議会で先にそういう話があったと思うのですが、どういう意味でしょうか。
(事務局)	それは、この件に関して議会より質問があったという意味です。現在は、啓発の段階と事務局では捉えています。
(委員)	不都合がなければ推進していけばいいのかなと思いますが、ゆっくり見ていけばいいのかなとも思います。ただ、学生ばかり相手にしているので、本当に若い人は知っています。
(副会長)	他にありますか。
(委員)	LGBT について、現在、北見市の学校の授業で説明されているのでしょうか。
(委員)	国から法律ができたということも含めて、学校には性的マイノリティについての教育、現代的な教育という言い方をしますが、例えばアイヌ民族についての理解とかがおりてきています。ただ、実際に行っているかということ、教員の理解とか教える立場の研修も必要なのかなと思いますので、先生方の意識啓発も進めていきながらやっていきたいと思います。
(副会長)	いろいろな意見が出ました。様々な見解がある中で、まず理解促進に向けた取組を進めていくということで承認いただいたということによろしいでしょうか。
	(承認)
(副会長)	議案につきまして全て終了いたしました。その他にありましたらお願いします。
(委員)	話が戻りますが、ワーク・ライフ・バランス認定の募集はホームページでおこなっているのでしょうか。
(事務局)	北見市ホームページでも行っていますし、北見商工会議所、きたみ市商工

	<p>会、留辺薬商工会議所に募集チラシを配布、説明を実施、また、広報きたみにも掲載しております。</p>
(委員)	<p>このワーク・ライフ・バランス認定事業所の方に、多分性的マイノリティのことを知らない企業もあると思いますので、性的マイノリティの方々が働きやすい職場をつくっていくという様な啓蒙や働き方を進めるといったことを同時に行なってはいかがでしょうか。</p>
(副会長)	<p>それは、今後の課題にしていくということによろしいでしょうか。他に事務局から何かありましたらご発言をお願いします。</p>
(事務局)	<p>事務局からは2点、お願いとご連絡を申し上げます。</p> <p>1点目は、本日資料としてお配りしている審議会委員名簿、本会議の議事録を、市のホームページで公開いたします。議事録は、事務局で概要を要約し、事前に書面にして委員の皆様へ送付しますので、ご発言の趣旨をご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目は、本日の会議のご出席に伴う委員報酬及び交通費につきまして、ご指定いただいた口座に後日振込をさせていただきます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
(副会長)	<p>事務局より、ホームページ掲載と委員報酬について説明がありましたが、ご質問などはございますか。なければ、本日の議事を終了しましたので、進行を事務局に、お返しいたします。</p>
3. 閉会	
(事務局)	<p>活発にご議論いただき、ありがとうございました。これで第1回北見市男女共同参画審議会を終了します。</p> <p>本日は、お疲れのところご出席いただき、誠にありがとうございました。気をつけてお帰りください。</p>